

【重要／要確認】学習者用端末（G I G A 端末）の入替と同意書の継続効力について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。このたび、児童生徒が使用する学習者用端末（一人一台端末）を新しい機種へ入れ替えます。**端末の取り扱いについて重要な事項をお知らせしますので、必ずお読みください。**

（下記の各項目の詳細は、「南城市学習者用端末等使用規程」に定めています。）

1 提出済みの同意書は、入替後の端末にもそのまま適用されます【重要】

- ・入学時（転入時）にご提出頂いた「学習者用端末使用同意書（様式第 1 号）」は、新しい端末にも引き続き有効です。規程第 8 条により、同一校に在籍している間、同意書は自動的に更新され、「使用に係る留意事項」もこれまで通り適用されます。

今回の入替での再提出は不要ですが、この機会に留意事項を再度ご確認ください。

なお、同意書の確認が出来ない児童、または、転入時に提出出来なかった児童に関しては、今回配布いたしますので、記入後速やかにご提出ください。

2 特に守っていただきたいこと（規程第 11 条）【厳守】

- （1）端末を他人に使用させ、又は転貸しない
- （2）売却・廃棄・故意の破損をしない
- （3）学習以外に使用しない
- （4）他者に被害や悪影響を与えない

- ・端末は「だれが・何に・どのくらい」使ったか確認できます（通信量・アクセス履歴等）。生徒指導上の事案発生時は、調査のため連絡することがあります。
- ・設定（不適切サイトへのアクセス制限）やパスワードは容易に変更できません。
勝手に変更するとログインできなくなることがあります。教育委員会・学校長の指示に従ってください。
- ・生活リズムを極端に崩すような使用はさせないでください。

3 故障・破損・紛失・盗難のときは直ちに学校へ（規程第 13 条）【厳守】

- ・勝手に修理せず、在籍校に直ちに連絡し、「端末亡失・損傷届（様式第 3 号）」を提出。
- ・盗難時は警察に届け出て証明書（写し等）を添付。
- ・故意又は重大な過失による場合は、原状回復に要する費用をご負担いただきます。

4 端末の返却について（規程第 16 条）【要確認】

- ・学校長から端末の返却を求められた場合は、学校長が定める日までに返却してください。
- ・転出や卒業などで在籍期間が終了するとき、また端末の入替で旧端末を回収するときは、学校長の指示に従い、遅滞なく端末を返却してください。
- ・定められた期日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、保護者が端末の価額を弁償する責任を負うことになります。

5 家庭での費用のご負担について（規程第 9 条・第 12 条）

- ・端末の使用料は無償です。ただし、ご家庭での使用に伴う通信や充電に関する費用は、各家庭のご負担となります。
- ・ご家庭への持ち帰りの際、学校から充電器は貸与しませんので、ご家庭でお持ちのスマートフォン等の U S B T y p e - C ケーブル及び充電器等を利用して充電してください。

新しい端末になっても、ルールと責任はこれまでと変わりません。ご家庭のご理解とご協力を強くお願いいたします。なお、使用規程及び同意書を見直す場合は、改めて周知し同意書の再提出をお願いすることがあります。